

# 社会的養護と里親制度

川崎市こども未来局こども保健福祉課

# 社会的養護とは

- ▶ 親の離婚、病気、虐待など、親のさまざまな事情で、家庭で暮らすことができない子どもたちに、

温かな愛情

家庭に代わる養育環境

心身の痛手のケア

など



社会的養護とは、  
公的な責任のもとで子どもを守り育てる社会的な仕組み

# 川崎市における社会的養護

- ▶ 社会的養護を必要とする子どもは、

**約350人** (市内児童人口約24万人)

- ▶ 社会的養護の担い手 (子どもたちが暮らす場所) は、

里親

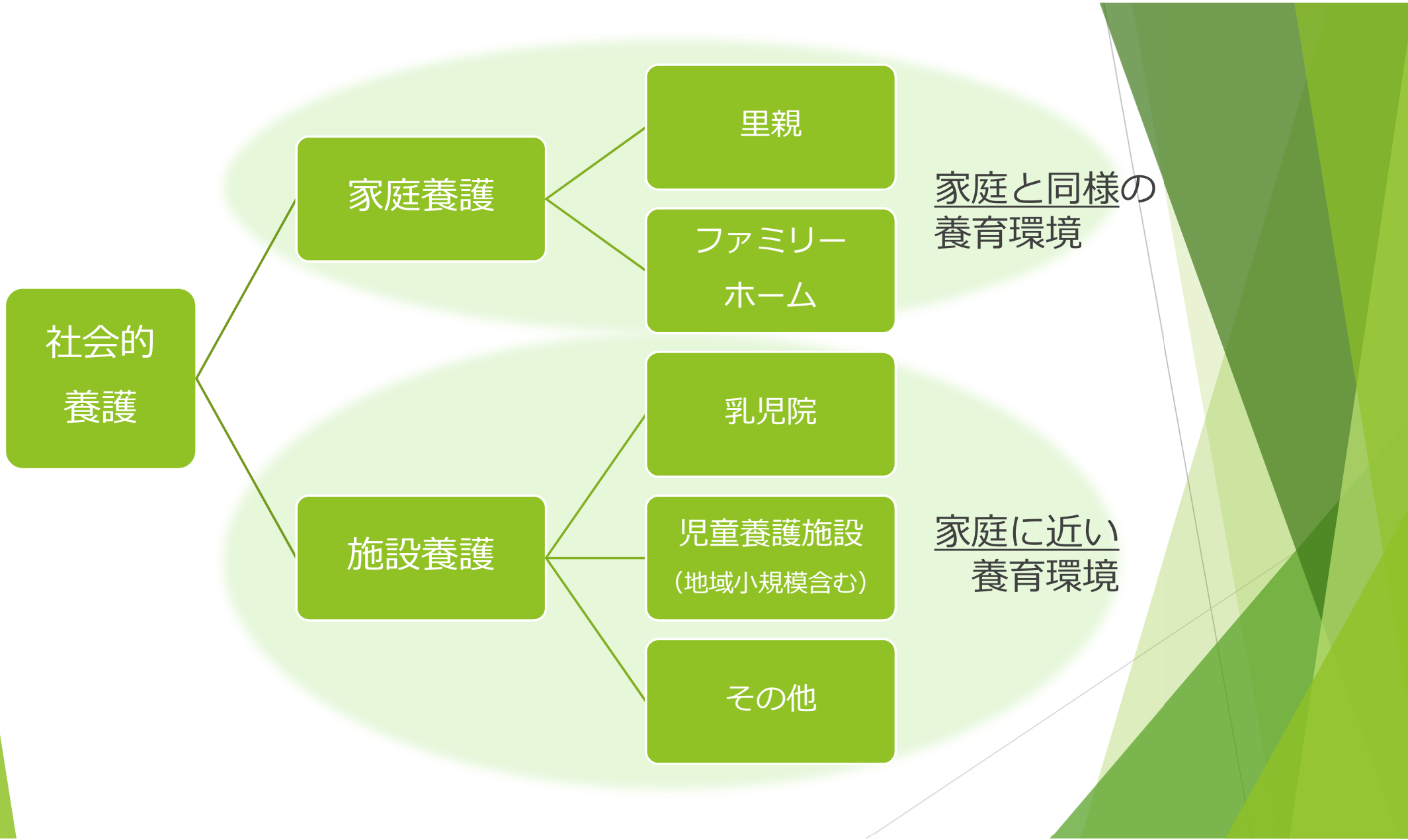
ファミリー  
ホーム

乳児院

児童養護  
施設

その他  
児童福祉施設

など



	施設数 平成30年3月末時点	在籍児童数 平成30年3月1日時点
里親	▶ 146世帯	▶ 64人
ファミリーホーム	▶ 3ホーム	▶ 11人
乳児院	▶ 2施設	▶ 41人
児童養護施設 (地域小規模含む)	▶ 4施設 ▶ 6施設	▶ 209人 ▶ 34人
その他	▶ 2施設	▶ 37人

# 里親制度とは

- ▶ 児童福祉法に基づく、子どものための公的な制度で、社会的養護の一類型
- ▶ 児童相談所等による面接、研修・実習、家庭訪問調査、児童福祉審議会での審査を経て、登録
- ▶ 子どもの委託（措置）は、個人の依頼に基づくものではなく、児童相談所が決定
- ▶ 児童相談所等による定期的な養育状況の確認

## 里親の種類



## 養育里親

- ▶ 社会的養護が必要が子どもを、その子どもにとって必要な期間、家庭に迎え入れて養育する里親。
- ▶ 委託される子どもは、0歳から18歳までさまざま。
- ▶ 委託される期間は、緊急で短期の場合もあれば、自立までの数年間ということもある。
- ▶ 児童相談所が一度に委託する子どもの人数は4人まで。（実子がいる場合は実子と併せて6人まで）
- ▶ 児童相談所は、子どもの視点で里親のマッチングを行う。
- ▶ 養育里親に委託される子どもの多くは実親がいる。家族再統合を目指し、児童相談所を介して実親との面会・交流を行う。
- ▶ 川崎市では、里親制度の普及啓発、面接、養育里親の研修、児童委託後の支援などを、NPO法人キーアセットに委託

## 養子縁組 里親

- ▶ 養子縁組によって、子どもの養親となることを希望する里親。
- ▶ 夫婦での登録が必要となる。
- ▶ 養子縁組成立とともに委託解除。
  
- ▶ 児童相談所は、子どもの視点で里親のマッチングを行う。
- ▶ 児童相談所が養子縁組里親に委託する子どもの発生件数は年間で2～3件程度。

(補足) 「里親委託」とは、川崎市で里親として登録され、児童相談所が子どもを委託（措置）すること



## 専門里親

- ▶ 虐待や非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親
- ▶ 養育里親として3年以上の養育経験、専門里親研修の受講などが必要

## 親族里親

- ▶ 実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母など3親等内の親族が子どもを養育する里親

# 川崎市の里親支援

## ▶ 里親が抱えるいろいろな悩み

周囲にはどう説明しよう？

どうしても委託児童を  
連れていけない用事があって...

発育は順調かな？

本人に生い立ちを尋ねられたら？

他の里親さんはどうしてる？

## ▶ 里親への支援

1. 家庭訪問、電話・相談援助（児童相談所、乳児院・児童養護施設、キーマット）
2. 更新研修、継続研修、フォローアップ会
3. レスパイト・ケア（一時預かり）の利用
4. 里親養育援助事業（軽易な家事援助や相談援助）の利用
5. 里親会によるサロンや勉強会



関係機関との協働、チームで養育にあたることが大切

## 最後に...

- ▶ 「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」（児童福祉法第1条）

里親制度は、子どもが子どもらしく、健やかに成長するための、「**子どものための制度**」です。